

練馬区議会議員(無所属)

かとうぎ 桜子

区政レポート



2013年3月号

〒178-0063 練馬区東大泉 3-1-18-102

電話 03-3978-4154 FAX 03-3978-4158

HP <http://www.sakurako-nerima.com/>

メール sakurako_happy_society@yahoo.co.jp



メールマガジン発行中！



左：温室内部から天井を見上げたところ 右：温室の外観

練馬区の現在の大きな課題ー建築関係の不祥事について

今の練馬区政において、建築関係の不祥事が次々と発覚しています。今後、どう対応していくかが大きな課題です。

2月初旬に光が丘の「花とみどりの相談所 温室植物園」に視察に行ってきました。ここは1990年に建てられた区立施設ですが、本来1年しか使えない「仮設建築物」としての手続きがとられて建築されたにもかかわらず、昨年までの22年間使われ続けてきたのです。

仮設建築物であるという手続き上の問題だけではなく、柱が少なくガラスでできている温室は強風の際などの安全性にも問題があることが判明し、昨年12月から一般公開が中止されています。新たに施設を作り直すのか、他自治体の植物園に植物を引き取ってもらって終結させるのかといった検討は今後進められることとなります。何の罪もない植物たちが影響を受けることに胸が痛みます。

仮設建築物として建てられたために今後撤去しなければならぬ建物、植物園を含めて8施設見つかっていますが、この中には学校施設の一部や学童クラブなどもあります。はじめから法に則った施設整備をしていけば安全性も確保できてこれからの使えたのですから、撤去したり代替の施設を用意する費用がかかることもなかったのです。区民の安全を脅かす大変重大な問題です。法令を遵守せずに手続的に安易なほうへ走ることは未然に防がなければなりませんし、今回のように未然防止ができなかった場合はその原因を究明し、再発防止に取り組まなければなりません。

しかし、これだけ重大な問題が起きたにもかかわらず、責任者は誰も懲罰を受けていません。新聞報道によれば区長は記者会見において「懲罰したところで元に戻るわけではない」と発言したとのこと。私はこうした区長の政治姿勢に疑問を感じており、責任ある対応を求めています。

二〇一三年三月

かとうぎ 桜子

区政報告・意見交換会を開催します。

日時：4月27日(土) 午後6時30分～8時まで
場所：勤労福祉会館 会議室中(2階)

2, 3月におこなわれた区議会・第一回定例会の内容のご報告をさせていただきます。今回の区議会の内容について、かとうぎ桜子から1時間ほどお話をさせていただいたのち、ご参加くださる皆さんからの質問・ご意見をお受けし、意見交換を進めて行けたらと考えております。

ご報告させていただくテーマは、以下のよう
な内容を考えております。

- 国民健康保険料が値上がりする問題について
- 2013年度予算について
- かとうぎ桜子が質問した、以下のテーマ
 - ・来年度から練馬区が新たに始める障害者事業所向けの研修センター
 - ・去年の介護保険改正の影響
 - ・がん検診の啓発
 - ・自殺予防対策
 - ・高齢者の虐待防止
 - ・生活保護
 - ・その他

多くの皆様のご参加をお待ちしております。



かとうぎ桜子プロフィール

- 1980(昭和55)年生まれ。桐朋女子中学・高校、慶應義塾大学文学部を卒業。大学在学中にホームヘルパー2級の資格を取得、さらに福祉の勉強をするために上智社会福祉専門学校(夜間)に学ぶ。
- NPOにて介護の仕事をする中で、地域福祉・地域社会にさらに深く関わることをめざし、2007年、区議会議員選挙に初挑戦、初当選。
- 2010年3月立教大学大学院・21世紀社会デザイン研究科を修了。
- 2011年4月、練馬区議会議員選挙で、2期目に当選。
- 議会運営委員会、区民生活委員会、災害対策等特別委員会に所属。



介護特集② 利用者にとって分かりやすく使いやすい制度を

前回のレポートでは、介護従事者がお給料が低かったりやりがいを感じられないためにやめてしまう現状をご紹介しました。今回のレポートでは「介護を受ける人」を取り巻く課題をご紹介します。

65歳以上で介護保険を利用して
いる人は2割弱だが…

介護保険のサービスには大きく分けて、「家で暮らしている高齢者が受けられるもの」と「施設に入所して受けられるもの」があります。詳しくは左のページの表にある通りです。

練馬区では2012年4月現在、全人口に占める65歳以上の者（介護保険の第一号被保険者）の割合が19.9%です。その中で要介護認定を受けている人は17.9%です。

つまり、介護保険の利用対象となる年齢でも8割以上の人が実際には介護保険サービスを利用していません。この状況をとらえて、「介護の必要な人だけではなく、元気な高齢者にもサービスを提供しよう」という意見が議会でも出ることがあります。こうした声にこたえるために、練馬区では65歳以上のすべての人を対象に、銭湯や美容院などで使える3千円分のチケットを配る「いきいき健康券」といった事業がおこなわれています。こうした事業について、皆さんはどう思われるでしょうか。

私は、現在の瞬間だけとらえてみれば、全体の割合としては介護制度の利用者は少ないかもしれないけれど、多くの人が人生が終わるまでに数か月～数年の看護・介護が必要になる時期があることを考えて、元気なときに「保険料の支払い損だ」と思うのではなく、「自分もいつ介護が必要になるかもしれない」という視点で他者を支えていくという意識を高めていく必要があるのではないかと考えています。現在介護が必要で、大変な生活を強いられる人たちをみんなで支えるしくみが大切ではないでしょうか。

在宅介護は給付費が低め

実際に介護を受ける場合、家で暮らす高齢者の介護サービスへの平均的な介護給付費は11万496円です。（2012年4月調査）

一方で、施設に入っている人のサービスに支払われる給付費は28万3779円です。家で暮らす高齢者よりも施設に入っている人に3倍近くの給付がなされていることがわかります。

私は、家で家族を介護する人から、「ヘルパーが来るだけではとても不十分で、家族の負担が重すぎる」という声を聴くことがあります。家

族の介護が苦しくて虐待に至ってしまったり、家で心中してしまう事件の報道もあります。24時間職員がいる施設と比べて家で暮らす高齢者の社会的支えが不十分なことは、数字の面から見ても明らかではないでしょうか。

施設の充実のみならず、在宅介護の充実を

たとえば要介護5で家族も高齢、あるいは家族がいないといった、地域生活が困難な人の受け皿として、一定程度の特別養護老人ホームは必要ですが、練馬区で介護サービスを利用している人のうち85.8%が在宅介護である（2012年4月調査）という現状も踏まえ、在宅介護にもっと給付がなされ、誰もが使いやすいくみを作らなければ、今後の高齢者介護は成り立っていかないと考えます。また、介護保険によるサービスだけでは高齢者や家族の孤立化防止（孤独死や虐待などの防止）は十分できません。介護保険外の高齢者福祉はいきいき健康券のようならばまぎなものではなく、体系化された高齢者への声かけや生きがい支援などを通じた孤立化防止が行われていくべきです。

介護保険は40歳以上のすべての方が保険料を納めている制度であり、皆さんにとってわかりやすく使いやすい制度に育てていかなければなりません。皆さんとともに、在宅介護の充実に向けて声をあげていきたいと考えています。

区内の主な介護サービス

（施設・事業所数は「練馬区介護事業者情報検索システム」で住所地を練馬区と設定して検索した数。2013年1月現在）

表1 家で暮らす高齢者が利用できる主なサービス

サービス名	サービス内容	区内事業所数
訪問介護 （ホームヘルパー）	家にヘルパーが来て、家事や介護をする。	180
訪問看護	看護師が医師の指示のもと、在宅の高齢者の医療的ケアをする。	31
訪問入浴	入浴設備を備えた車で家に来る。家の中に浴槽を設置して入浴する。	10
通所介護 （デイサービス）	高齢者が昼間、施設に通ってレクリエーション、リハビリ、入浴などをして過ごす。	175
通所リハビリ （デイケア）	高齢者が病院や老人保健施設に併設されている施設に昼間通ってリハビリを中心に過ごす。	10
短期入所介護 （ショートステイ）	高齢者が数日間、施設に宿泊することで家族の負担軽減を図る。	24

表2 施設に入る主なサービス

サービス名	区内施設数
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	21
介護老人保健施設	8
介護療養型医療施設	4
特定施設（有料老人ホーム）	40
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）※	28

※グループホームは入所をする小規模な施設だが、介護保険上は在宅サービスに位置付けられている。

アンケートにご協力ください！

区政レポート2月号、3月号では、介護制度に関する課題をご紹介しました。そこで、今月は皆様に介護に関するアンケートはがきを配布させていただいています。ぜひご協力ください。アンケートにご連絡先をご記入いただいた方にはアンケート結果を郵送でお知らせさせていただきます。その後もレポートをご郵送させていただきます。